

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

◆しんぐうマルシェ出店店舗の紹介コーナー VOL.13

今回ご紹介する店舗はそびあしんぐうに店舗を構える『喫茶カルディア』です。

『障がいがあっても夢を叶える場所』地域へ社会へと、みんなで力を合わせて頑張っています。

野菜などは施設の畑で収穫したものや新宮産をできる限り使用しています！

ぜひご賞味ください

日時 9月9日(土)、23日(土・祝) 午前9時30分～午後1時30分

場所 そびあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋



マルシェ出店者を募集しています。ぜひお気軽に「新宮町おもてなし協会」へ問い合わせてください。

※雨天中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ「新宮navi」をご確認ください。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

「荷物転送」「荷受け代行」というアルバイトに注意

事例

SNS(会員制交流サイト)で知り合った人から、送られてきた荷物を転送するだけで報酬がもらえるというアルバイトを紹介された。申込先に連絡すると身分証明書を送れと言われ、住民票と電気料金の領収書を写真に撮って送った。自分の名前で購入された商品が届くので、それを指示された住所に転送する仕事である。指示されたとおり荷物を送り、報酬として6万円受け取った。その後、携帯電話会社3社から請求書が届き、自分の名前でスマホ6台が購入されていたことを知った。担当者と連絡を取ろうとしたが、連絡が取れない。

アドバイス

- ①アルバイトの体裁をとっていますが、目的は他人名義で携帯電話などの通信機器を購入することです。こうして購入された機器は犯罪に使用される可能性があります。
- ②携帯電話の利用料を払う必要はないと説明されていたとしても、あとから名義人に請求が来る可能性があります。
- ③「誰でも簡単に稼げる」と強調するSNSの情報のみにしてはいけません。身分証明書などの個人情報をよく知らない他人に送るのは危険です。求められても送ってはいけません。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)